

東京都板橋区敬老祝品贈呈実施要綱

(平成 10 年 3 月 23 日 区長決定)

(一部改正平成 12 年 3 月 22 日 区長決定)

(一部改正平成 23 年 1 月 18 日 区長決定)

(一部改正平成 24 年 4 月 1 日 区長決定)

(一部改正平成 27 年 3 月 31 日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬老の意を表し、その長寿をお祝いするため敬老祝品（以下「祝品」という。）を贈呈するとともに高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 祝品は、毎年度、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条第 2 項に規定する老人の日（9 月 15 日。以下、「老人の日」という。）現在において板橋区内に住所を有する者で、次の各号の基準の一つに該当する者に贈呈する。

- (1) 米寿のお祝い 当該年度 4 月 2 日から翌年度 4 月 1 日までに満 88 歳となる者
- (2) 長寿のお祝い 当該年度 4 月 2 日から翌年度 4 月 1 日までに満 95 歳となる者
- (3) 百歳のお祝い 当該年度 4 月 2 日から翌年度 4 月 1 日までに満 100 歳となる者
- (4) 長寿のお祝い 当該年度 4 月 2 日から翌年度 4 月 1 日までに満 101 歳以上となる者

(祝品)

第3条 祝品として贈呈する品については、毎年度、予算の範囲内で定める。

(贈呈日)

第4条 祝品の贈呈は、毎年度原則として老人の日を実施する。ただし、第 2 条第 3 号に該当する者については、毎年度原則として当該誕生日に実施する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、前項の規定に基づき祝品の贈呈を実施する場合において、当該者が存命しないことが判明したときは、祝品の贈呈を実施しないこととする。

(未受領者による贈呈申出)

第5条 第 2 条に該当する者で、不在等による祝品未受領者から当該年度内に申出があった場合に限り、祝品を贈呈する。ただし、特別の事情があると認めるときは、翌年度に限り、祝品を贈呈することができる。

(所管)

第6条 この要綱に関する事務は、健康生きがい部長寿社会推進課が担当する。

(委任)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。